

船舶インシデント調査報告書

平成28年9月29日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成27年9月16日 12時30分ごろ
発生場所	宮城県石巻市石巻港南東方沖 石巻港雲雀野防波堤灯台から真方位135°25.0海里付近 （概位 北緯38°06.2′ 東経141°38.4′）
インシデントの概要	漁船第三十五山神丸は、航行中、主機が停止して運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成28年6月6日、調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第三十五山神丸、9.7トン
船舶番号、船舶所有者等	MG2-4115（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、漁場を変更する目的で、石巻港南東方沖を航行中、突然、主機が異音を発するとともに停止した。</p> <p>船長は、機関室を点検したところ、機関室内に蒸気が立ち込め、主機冷却清水冷却器のキャップから冷却清水が噴き出し、オイルミスト抜き管から潤滑油が噴出するのを認めた。</p> <p>本船は、主機を始動することができなくなり、僚船にえい航されて、石巻港に着岸した。</p> <p>本船は、本インシデント後、機関修理業者が確認したところ、主機冷却清水冷却器及びインタークーラの冷却海水経路にごみによる目詰まり、1番及び5番のピストン並びにシリンダライナに掻き傷、冷却海水ポンプのインペラに欠損が認められた。</p> <p>本船は、主機冷却清水温度が95℃以上に上昇すると冷却清水高温警報が作動するように設定されていたが、本インシデント時、同警報が作動しなかった。</p>
分析	本船は、石巻港南東方沖を航行中、主機冷却清水冷却器及びインタークーラの冷却海水経路にごみが目詰まりし、また、冷却海水ポンプのインペラが欠損したことから、冷却海水量が不足して主機冷却清水温度が上昇し、主機の運転ができなくなったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、石巻港南東方沖を航行中、主機冷却清

	<p>水冷却器及びインタークーラの冷却海水経路にごみが目詰まりし、また、冷却海水ポンプのインペラが欠損したため、冷却海水量が不足して主機冷却清水温度が上昇し、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 冷却海水系統の点検及び清掃を定期的に行うこと。</li><li>・ 主機の警報装置は、定期的な作動確認し、必要に応じて整備、交換等を行うこと。</li></ul>